

第5回庁舎等建設に関する協議会
令和4年7月27日

総務部地域安全課

風水害における駐車場の利用について

1 風水害時における対応（タイムライン別の動き）について

時 期	主な動き
情報収集期 【1週間前～】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 警戒本部設置の判断
警戒態勢準備期（警報発令前） 【3日前～】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議の協議検討 ・ 勤務態勢の確認 ・ 通常業務継続の可否判断 ・ 市民への広報 ・ 施設安全点検 ・ 要配慮者への連絡 ・ 自主避難所の準備 ・ 連絡員派遣（※駐車場利用）
重点警戒期（警報発令～警報解除） 【当日】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・伝達 ・ 避難指示等の発令 ・ 各部警戒態勢 ・ 自主避難所の運営 ・ 避難所の運営 ・ 警戒本部会議 ・ 連絡員派遣（※駐車場利用）
収束期（警報解除後） 【翌日以降～】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難所、避難所の閉鎖 ・ 情報収集、伝達 ・ 各部安全点検等対応 ・ 警戒本部会議

※ 時期は目安であり、気象状況の変化、速度等により異なる。

2 連絡員による駐車場利用について 自衛隊等の車両、数台程度